

川崎港における申請先官署コードの変更について

川崎港コンテナターミナルの管理運営が特例港湾運営会社に移行したことから、川崎港コンテナターミナルの係留施設使用に係る港湾管理者宛の電子申請手続については、平成 26 年 5 月 1 日施設使用分から、従来の申請先官署コードが変更となります。なお、この分の電子申請手続きについては、平成 26 年 4 月 25 日より先行して行うことができます。

川崎港コンテナターミナルの係留施設使用の電子申請手続については、従来の申請先官署コードとは異なりますので、以下を参照し、申請先官署コードの変更をお願いします。

利用者の皆様方には、ご迷惑をおかけしますが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

川崎港コンテナターミナル

申請書類名	港コード	登録港名
<u>係留施設使用許可申請書</u>	<u>KWKWS001</u>	<u>川崎港コンテナターミナル (WEB)</u>
入出港届	KWKWS500	川崎港
入港料減免申請		
船舶運航動静通知書		
船舶給水施設使用許可申請書		
港湾施設（上屋）使用許可申請書		
港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請書		

- ・川崎港コンテナターミナルの係留施設使用許可申請書のみ港コードが変更となります。
- ・川崎港コンテナターミナルの上記以外の施設及び他の川崎港の港湾施設の使用申請については、従前どおり変更ありません。